

健生難発 0617 第 2 号
令和 6 年 6 月 17 日

各 { 都道府県衛生主管部（局）長 }
 { 指定都市衛生主管部（局）長 } 殿

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長
（ 公 印 省 略 ）

難病の患者に対する医療等に関する法律第 6 条第 1 項に規定する指定医の指定に係る事務取扱要領の一部改正について

「指定医の指定について」（平成 26 年 11 月 21 日健疾発 1121 第 1 号厚生労働省健康局疾病対策課長通知）の別紙「難病の患者に対する医療等に関する法律第 6 条第 1 項に規定する指定医の指定に係る事務取扱要領」について、別添新旧対照表のとおり改め、令和 6 年 6 月 17 日から適用することとしたので、貴職におかれても、御了知の上、実施に遺漏のなきよう配意されたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

指定医指定事務取扱要領 一部改正 新旧対照表

変更点は下線部

新	旧
<p>別紙</p> <p>難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項に規定する 指定医の指定に係る事務取扱要領</p> <p>平成26年11月21日健疾発1121第1号 平成29年12月21日健難発1221第6号 平成31年4月24日健難発0424第1号 令和4年3月17日健難発0317第5号 <u>最終一部改正 令和6年 月 日健生難発 第 号</u></p> <p>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する診断書（以下「臨床調査個人票」という。）の交付を適正に行うため、同項に基づき都道府県知事又は指定都市市長（以下「都道府県知事等」という。）が定める指定医（以下「指定医」という。）の指定については、法及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号。以下「規則」という。）に定めるところのほか、この要領により行う。</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 指定医の区分</p> <p>指定医は、規則第15条第1項第1号に規定する難病指定医（以下「難病指定医」という。）及び同項第2号に規定する協力難病指定医（以下「協力難病指定医」という。）とし、都道府県知事等が、医師の申請に基づき、当該区分に応じ、指定すること。</p> <p>1 難病指定医</p> <p>難病指定医は、診断又は治療に5年以上（医師法（昭和23年法律第20号）に規定する臨床研修を受けている期間を含む。以下同じ。）従事した</p>	<p>別紙</p> <p>難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項に規定する 指定医の指定に係る事務取扱要領</p> <p>平成26年11月21日健疾発1121第1号 平成29年12月21日健難発1221第6号 平成31年4月24日健難発0424第1号 <u>最終一部改正</u> 令和4年3月17日健難発0317第5号</p> <p>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する診断書（以下「臨床調査個人票」という。）の交付を適正に行うため、同項に基づき都道府県知事又は指定都市市長（以下「都道府県知事等」という。）が定める指定医（以下「指定医」という。）の指定については、法及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号。以下「規則」という。）に定めるところのほか、この要領により行う。</p> <p>第1 （略）</p> <p>第 指定医の区分</p> <p>指定医は、規則第15条第1項第1号に規定する難病指定医（以下「難病指定医」という。）及び同項第2号に規定する協力難病指定医（以下「協力難病指定医」という。）とし、都道府県知事等が、医師の申請に基づき、当該区分に応じ、指定すること。</p> <p>1 難病指定医</p> <p>難病指定医は、診断又は治療に5年以上（医師法（昭和23年法律第20号）に規定する臨床研修を受けている期間を含む。以下同じ。）従事した</p>

経験を有する医師のうち、次のいずれかに該当する者であって、かつ、臨床調査個人票を作成するのに必要な知識と技能を有すると認められる者とする。

① 別表1の厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医（以下「専門医」という。）の資格を有すること。

ただし、「難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項に規定する指定医の指定に係る事務取扱要領の一部改正について」（令和6年6月17日付け健生難発0617第2号厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長通知）による改正前の別紙1の専門医の資格については、従前どおりとして取り扱って差し支えない。

② (略)

2 (略)

第3～第7 (略)

別表1

厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格

認定機関	専門医の資格
(略)	(略)
<u>日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会</u>	耳鼻咽喉科専門医
(略)	(略)
日本内分泌学会	内分泌代謝科（内科・小児科・産婦人科・ <u>泌尿器科・脳神経外科</u> ）専門医
(略)	(略)
日本老年医学会	<u>老年科専門医</u>
(略)	(略)
日本周産期・新生児医学会	<u>新生児専門医</u> <u>母体・胎児専門医</u>
(略)	(略)
日本専門医機構	<u>内科専門医</u> (略)

経験を有する医師のうち、次のいずれかに該当する者であって、かつ、臨床調査個人票を作成するのに必要な知識と技能を有すると認められる者とする。

① 別表1の厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医（以下「専門医」という。）の資格を有すること。

② (略)

2 (略)

第3～第7 (略)

別表1

厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格

認定機関	専門医の資格
(略)	(略)
<u>日本耳鼻咽喉科学会</u>	耳鼻咽喉科専門医
(略)	(略)
日本内分泌学会	内分泌代謝科（内科・小児科・産婦人科）専門医
(略)	(略)
日本老年医学会	<u>老年病専門医</u>
(略)	(略)
日本周産期・新生児医学会	<u>周産期（新生児）専門医</u> <u>周産期（母体・胎児）専門医</u>
(略)	(略)
日本専門医機構	<u>総合内科専門医</u> (略)

リハビリテーション科専門医

総合診療専門医

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

別表2 (略)

リハビリテーション科専門医

(新設)

消化器病専門医

循環器専門医

呼吸器専門医

血液専門医

内分泌代謝科（内科・小児科・産婦人科）専門
医

糖尿病専門医

腎臓専門医

肝臓専門医

アレルギー専門医

感染症専門医

老年病専門医

神経内科専門医

消化器外科専門医

呼吸器外科専門医

心臓血管外科専門医

小児外科専門医

リウマチ専門医

小児循環器専門医

小児神経専門医

小児血液・がん専門医

周産期専門医

婦人科腫瘍専門医

生殖医療専門医

頭頸部がん専門医

放射線治療専門医

放射線診断専門医

手外科専門医

脊椎脊髄外科専門医

集中治療専門医

消化器内視鏡専門医

別表2 (略)

様式第1号～7号 (略)

様式第1号～7号 (略)